



Title	アメリカ合衆国における少年犯罪対策の一断面：子供の犯罪行為に基づく親の刑事責任
Author(s)	門田, 成人
Citation	国際公共政策研究. 2002, 6(2), p. 129-147
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/9739
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アメリカ合衆国における少年犯罪対策の一断面 —子供の犯罪行為に基づく親の刑事責任—

Should Parental Criminal Liability Statutes Be Qualified
as “Proper and Fair” Criminal Law?

門田 成人*

Shigeto KADOTA*

Abstract

This Note examines parental criminal liability laws, which hold parents criminally responsible for the acts of their children. Whether these laws represent an impulsive and desperate attack against the parents of juvenile offenders or a legitimate reaction to juvenile crimes will be discussed, considering the standards of adequate qualifications as criminal legislation in the light of Constitution, the doctrines of criminal law and its effectiveness.

キーワード：少年非行、代位責任、合法性、ポスト・モダン

Keywords: Juvenile Delinquency, Vicarious Liability, Legality, Postmodern Trends

* 島根大学法文学部 助教授

1. は じ め に
2. 親の刑事責任法の概要
3. 親の刑事責任法の検討
4. むすびにかえて

1. は じ め に

アメリカ合衆国全土の学校における子供の暴力が最近しばしば報道され¹⁾、とりわけ、1999年のコロラド州リトルトンのコロンバン高校での銃撃とそれに引き続く模倣事件²⁾が、増大するだけに見える少年暴力問題の解決策を求める動きに拍車をかけた。

社会は子供たちの異常な暴力に対して嘆き、専門家や親はそのような行動の理由を理解しようと模索している。社会はなぜそのような暴力が起こるのかだけではなく、それにつき誰が非難されるべきかを知りたがっている³⁾。

近年、少年犯罪はわずかに減少しているが、成人に比較すればその減少率はきわめて小さい⁴⁾。犯罪専門家は、アメリカ合衆国の歴史上経験したことのない少年犯罪の波を予測している。司法省によると、「現在の傾向が継続すると、暴力犯罪のゆえに逮捕された少年の数はこれからの14年間で2倍となる」とする⁵⁾。これらの予測を前提とすれば、立法者が伝統的な少年司法制度に代わる新たな解決策を探すことも不思議ではないし、また立法者の努力が妥協を許さない言辞と厳しい改革意欲によって特徴づけられるのも驚くことではない。徐々に、

1) 本稿では一九九〇年代後半に公表された文献を中心に参照している。See, Cahn, *Pragmatic Questions About Parental Liability Statutes*, 1996 WIS. L. REV. 399 (1996), Greenwood, *Holding Parents Criminally Responsible for the Delinquent Acts of their Children: Reasoned Response or "Knee-Jerk Reaction"?*, 23 J. CONTEM. L. 401 (1997), Scarola, *Creating Problems Rather Than Solving Them: Why Criminal Parental Responsibility Laws Do Not Fit Within Our Understanding Of Justice*, 66 FORDHAM L. REV. 1029 (1997), Chapin, *Out Of Control? The Uses And Abuses Of Parental Liability Laws To Control Juvenile Delinquency In The United States*, 37 SANTA CLARA L. REV. 621 (1997), Schmidt, *Dangerous Children and the Regulated Family: the Shifting Focus of Parental Responsibility Laws*, 73 N. Y. U. L. REV. 667 (1998), Nicholas, *Parental Liability for Youth Violence: The Contrast Between Moral Responsibilities and Legal Obligations*, 53 RUTGERS L. REV. 215 (2000), Lockwood, *Where are the Parents? Parental Criminal Responsibility for the Acts of Children*, 30 GOLDEN GATE U. L. REV. 497 (2000), Graham, *Parental Responsibility Laws: Let the Punishment Fit the Crime*, 33 LOYOLA L. A. L. REV. 1719 (2000), Eichelberger, *Annotation, Criminal Responsibility of Parents for Act of Children*, 12 A. L. R. 4th 673 (2000). なお、紙幅の関係上、注記は必要最小限度とさせていただきます。

2) Lockwood, *supra* note 1 at 497-501.

3) 被害者やその家族は、銃器販売の制限などの新たな立法を求める一方、若い殺人者を出すことに責任があると思われる人々に対する民事訴訟において正義を求めている。被告はほとんどが犯罪者の親であるが、銃製造者、メディアやウェブサイトが暴力を誘発させるとして訴えられている。Id., at 503.

4) Greenwood, *supra* note 1 at 408-409. FBI統計資料によると、暴力犯罪や財産犯罪にかかわった少年の逮捕率は現実には1994年、1995年にはそれぞれ3%、2%減少している。1995年の全犯罪率は2%ほど減少し、とりわけて殺人については9%と劇的に減少した。にもかかわらず、少年犯罪のレベルは以前高いままであり、1995年には、全逮捕者の6%が15歳未満、18%が16歳未満、31%が21歳未満、44%が25歳未満である。1991年から1995年の間に、少年逮捕者の総数は20%も増大しているが、成人の場合は2%増加したにすぎない。少女による犯罪も急増しており、少年よりも速い伸びである。

5) Graham, *supra* note 1 at 1721-1725.

立法者は、少年非行を減少させるために、その原因を解決するよう意図されたプログラムを含めていくつかの手法を利用している。最近では、非行少年の親に対してより多くの責任を課する政治的動きがある。1996年のマスコミによる世論調査では、回答者の72%が子供の犯罪に対して親が責任を負うべきであるとした⁶⁾。

多くの社会学者や法学者は家庭が少年非行に与える影響につき議論している⁷⁾。ほとんどの研究者は機能崩壊した家庭が非行を生み出すことに同意しており、犯罪学者は家庭のある機能や特徴が少年非行の主たる原因のひとつであるとのコンセンサスを共有している。実際、20世紀初頭から、ほとんどすべての犯罪学者は非行が家庭の不適格か機能不全の結果であると主張している。FBIも、家族の離散と結合が犯罪の量と種類に影響を与える要因として挙げられるとする。多くの少年犯罪者自身も親の不保護や虐待にその行為を帰せしめている。

親は確かに少年非行問題を解決するのに助けとなりうるが、親が子供の不保護や虐待、あるいは悪い模範を示すことで問題を惹起した重大化させていることも極めて多い⁸⁾。多くの事例において親の行動と子供の非行とのつながりが示されており、家庭で虐待にあった子供が後に犯罪を行う傾向にあることがさまざまな研究で明らかになっている。多くの子供が物理的な方法以外で衝突が解決されるのを見たことがなく、暴力を衝突に対する適切な対応と見なしている。親の不在や無関心により、子供が「善悪の感覚」を発達させることができず、その行為から生じる結果を理解できないことにつながる。子供の発達における家庭の役割を前提に、親に非行の解決策を求めるのも自然なことである。

伝統的に、少年犯罪を減少させる多くの試みは親に焦点を当てている⁹⁾。少年犯罪者の親に民事制裁および刑事制裁を課することによって少年犯罪に対処するものもあれば、親のコントロールにおいて少年犯罪の諸原因を解決するための予防プログラムを用意するものもある。親を処罰するあるいは責任を問う意図の多くの法律がある。例えば、児童虐待不保護法は親が子供をコントロールできる方法に限界を設ける。これは肉体的虐待を少年犯罪と結びつける心理学的理論、社会学的理論および経験主義的研究に基づく。未成年者の非行への成人による寄与は少年犯罪を促進する作為や不作為として処罰される。さらに、親は子供の犯罪行為につき民事上の責任を問われ、被害者に対する財産や身体的損害の賠償を求める民事判決はしばしばある。実際、50州すべてが、子供の行為から生じる損害につき親に民事責任を問う制定法をもっている。他の方法は、犯罪が遂行される前に少年犯罪の根本的原因を解決しようとして、子供時代に早期からモラルを教えたり、学校で人格教育を行うことが例として

6) Scarola, *supra* note 1 at 1034.

7) Greenwood, *supra* note 1 at 411.

8) *Id.*, at 411-412.

9) Scalora, *supra* note 1 at 1040-41.

挙げられる。

しかしながら、少年犯罪の質的悪化を阻止する新たな方法として、立法者は刑事責任に注目する。いくつかの州と多くの市が親の刑事責任法を制定している¹⁰⁾。親が子供を「合理的にコントロール」しない場合に親に刑事責任を問う市条例があれば、そのような証明を不要としつつ拘禁刑などの刑罰の代わりにカウンセリングや治療プログラムへの親の参加を促すニューメキシコ州法もある。他方、未成年者の非行への親による寄与を処罰する制定法もあり、子供を非行少年とする意図的行為を処罰対象とするのが典型である。カリフォルニア州法のように、意図的行為を不要とし軽罪として2500ドル以下の罰金を科するものもある。その目的は親に非行をなくするためのその責任を知らせることおよび少年犯罪に対する親の説明責任を生み出すことである。コロラド州やアーカンサス州では親のコントロールの欠如を証明することなく厳格責任を問う。ニューヨーク州では、子供が非行少年となるのを妨げるためにそのコントロールにおいて合理的な勤勉さを行ってしなかったあるいはそれを拒絶した親が子供の福祉の危殆化で有罪とされ、15日以上1年未満の拘禁刑が科される。ケンタッキー州も同様である。

アメリカ合衆国においては、少年非行問題に対するアプローチや子供の非行における親の役割に対する態度も時によってさまざまであるということである¹¹⁾。20世紀初頭の改革運動は子供を親の監護から取り上げ、パレンス・パトリエとしての少年裁判所に委ねることを主張した。20世紀中葉には、少年裁判所は子供を改善更生するよりむしろ主に処罰するとの認識が広がると同時に、親の責任法が多くの州で導入され始め、コモン・ロー上の不法行為や子供の少年非行行為に対する親の刑事責任を大きく拡張しているのである。

本稿は、アメリカ合衆国において深刻化・重大化する少年犯罪に対する一つの対応策として注目されている親の刑事責任法につき、刑事立法の適切性・妥当性の判断方法という観点から合衆国における議論を概観するものである。わが国においても少年による重大犯罪がマスコミ等によって大きく報道されることもあり、少年犯罪の深刻化が進んでいるとの印象のもと、少年法改正等がなされている。それは、少年犯罪の事象だけではなくこれに対する法的対応を含めて、いわばアメリカ合衆国の後追いといってもよいであろう。その意味では、子供の犯罪行為につき親に刑事責任を問うという眼前の解決策に目を奪われやすいところではあるが、親の刑事責任法そのものの是非を問うことは本稿の意図ではない。刑事立法の適切性・妥当性は、わが国では刑罰法規の適正性（実体的デュー・プロセス）という憲法論と刑法論の交錯領域における議論に委ねられているが、そこでの合憲性判断テストが刑事立法を許容するあらゆる条件を反映するといえるかどうかは十分に検討されているとはいいがた

10) *Id.*, at 1042-1044.

11) Chapin, *supra* note 1 at 621-622.

いように思われる。刑事立法が違憲とは判断されえないが、その適切性あるいは妥当性を欠くとすべき場合があるのではないか、それは刑法原則（必ずしも憲法原則化されていない）や刑事政策的判断との整合性が問われる場合なのではないか、その場合の判断基準はどのように構成されるのかを検討してみようというのが本稿の趣旨である。刑事立法の適切性・妥当性の判断方法につき、アメリカ合衆国における親の刑事責任法をめぐる議論から何らかの示唆を得られるのではないかと思われる。

2. 親の刑事責任法の概要

(1) 沿 革

親に責任を問うことを認める制定法が普及するのは1950年代になってからであった。コモン・ローでは、親は一般に未成年の子供の不法行為につき損害賠償責任を問われなかった。それは、個人主義を価値とするコモン・ロー原則の基本的な理解に基づき、「親であるという事実」により親に責任を負わせるべきではないと考えられたからである¹²⁾。コモン・ローでは、その子供の意図的な不法行為に対して親に損害賠償責任は認められず、親の作為・不作為が損害の原因である場合にのみ認められた。

1951年から1960年代にかけて、全米における少年非行の増加の結果として、親の不法行為責任法を制定した州の数は劇的に増加し、1980年代末までにはニューハンプシャー州以外のすべての州が何らかの形態の不法行為責任法を制定した。コモン・ローのアプローチとは異なり、これらの法律における親の責任はほとんど常に親子関係にのみ基づいた代位責任である。一方で、親に代位責任を問うのは被害者の損害賠償を確保する方法として発展したのであり、未成年者の不法行為で責任を問われる親は、その行為を非難されるのではなく、その財のゆえに標的とされたにすぎないと指摘される¹³⁾。他方、初期の法律のなかには損害賠償額の上限を規定しないものもあったが、1980年代末にはすべてが損害賠償額につき上限を設けている。この制限は立法意図が被害者の補償を主とするものではないことを示唆する。州裁判所も、その目的が少年非行の低減であるとし、民事賠償の威嚇によって親が子供をより良く監督するようになり、それが少年の不法行為を減少させることとなるとする。親の代位的不法行為責任法の重要な根拠は、被害者の補償でも親の処罰でもなく、親に子供の行為に

12) Nicholas, *supra* note 1 at 223-224. なお、例外は、親が子供の行為を指示、助長などした場合、子供が親の代理人あるいは被雇用者として行動した場合にその射程内において代位責任が問われる場合、子供の特定の危険な性向（実際に損害を発生させた）につき気づいており、子供に対する合理的なコントロールを行えば損害発生を予防しえたという場合には親子関係に基づく特別な義務により損害賠償責任が問われる場合である。See Chapin, *supra* note 1 at 629-630.

13) Nicholas *supra* note 1 at 224-225.

つき責任を問うことで少年非行を低減させることであるとの指摘もある¹⁴⁾。

同様に、コモン・ローは親の刑事責任も認めなかった。刑法において代位責任の法理を援用することは、犯罪の成否が行為者一身の、個別的でなければならないという深く浸透した刑事司法の概念に抵触する。コモン・ローにおいては、個人主義の概念に基づき、現実犯罪を行っていない人を処罰することは許されなかったのである¹⁵⁾。

しかし、多くの州はここ一世紀の間に子供の非行行為につき親に刑事責任を問う法律を制定している。その目的は、不法行為責任法とは違って、子供の少年非行につき親を処罰するあるいは処罰するとの威嚇をすることによって、少年非行を抑制することである。これは、親の道徳性の欠如を含めその不適切な子育てに基づく子供の非行を非難していた19世紀からの伝統に基づいている。初期の法律は未成年者の非行に寄与したことにつき刑事責任を問うもので、「未成年者の非行への寄与」あるいは子供の「福祉の危殆化」に対して刑罰を科する。非行行為寄与法あるいは福祉危殆化法と呼ばれる。これらは、1903年コロラド州で制定されて以降、1961年までにほとんどの州で立法された。本法はすべての成人に適用されるが、その子供の行為につき親に刑事責任を問うこともできる。この法律は、子供による違法行為の遂行を作為または不作為によって「惹き起こす」あるいはこれに「寄与する」何人をも処罰するが、軽罪とされている。過失犯罪とするのが典型である一方、より高度のメンス・レアを要求する制定法もある。文面上も裁判所による解釈でも、親の犯罪意図または刑事過失、さらに親の作為または不作為が子供の行為の近接原因であることが要求されている¹⁶⁾。

寄与法や危殆化法の浸透にもかかわらず、1980年代後半には、少年非行の深刻化に脅威を感じて、子育てと子供の非行との関係をより重視する親の刑事責任法という新たな立法が相次いでなされた。1997年までに、17州と多くの地方自治体がより明確な「親の刑事責任」法を制定した。そのような法律は、しばしば子供を監督しないことあるいは不当な監督、本質的には親の義務違反という独立の犯罪を通じて、子供の犯罪行為に対する親の刑事責任を問う。親の刑事責任法は一般に親の作為というより不作為（消極的行為）を罰する。寄与法や危殆化法とは違って、①有罪立証に必要なメンス・レアを軽減し、②少年のどの行為が本法における子育て義務の違反を示唆するのかを特定する。最近の傾向は行為の特定とメンス・レア要件の緩和を結合させ、「妥当な子育てを定義しこの定義からの逸脱につき親に責任を問うという強い意思」が反映されている¹⁷⁾。

14) Chapin, *supra* note 1 at 632-635.

15) Nicholas *supra* note 1 at 224.

16) Graham, *supra* note 1 at 1731-1732.

17) *Id.*, at 1732-1733.

(2) 規制類型

刑事責任は2つの範疇に分けられ、①犯罪活動において未成年者を援助することに対する親の責任、②不適切な子育てに対する責任である¹⁸⁾。①はさらに、親の同意、未成年者への援助および非行への寄与を含む。親の同意または指示は、親が子供をコントロールできなければならなかったことおよび子供が親の指示また同意により犯罪的な方法で行為したことという事実に依拠している。未成年者への援助は親が事情を知らながら法に違反するさいに未成年者を援助する場合であり、親は犯罪の共犯として処罰される。非行への寄与は、親は子供の不保護により子供を「犯罪者」としたことに責任を問われる。

しかし、これらの3つの犯罪類型は、子供の不法行為があり親に刑事責任が問われるという意味では共通性があるものの、本来の「親の責任」の範疇には入らない¹⁹⁾。親の同意は、子供をコントロールできるにもかかわらず法を無視することを選択する場合に親が責任を問われるが、子供が親のコントロール下でない場合には当てはまらない。未成年者への援助はそもそも子育てとは無関係であり、違法行為の共犯として責任を問われる。未成年者の非行への寄与は子供に適切な最低限の衣食住に必要な生活の糧を与えないこと、つまり不保護のゆえに親を処罰するのであって、その子供が犯罪者になるか否かとは無関係である。いずれも、刑事責任の基礎が子供の行為ではなく親の具体的・個別的な行為にあることは明らかである。

親の刑事責任法は、子供の非行行為につき不適切な子育てのゆえに親に責任を問うものである。17の州がこれを制定している。一般に、これらの法律は、「子供を監督できない」という独立の犯罪で親に刑事責任を課する点で、未成年者の非行への寄与法とは異なる。しかしながら、いくつかの制定法は未成年者の非行への寄与と子供を監督できないことを1つの規定に結合するものもある。

親の刑事責任法は1960年前後からイリノイ州やロードアイランド州などが制定していたが、1988年、カリフォルニア州が既存の非行行為寄与法を修正し、親が「未成年の子供に対する合理的な世話、監督、保護やコントロールを実行しないこと」で処罰されるとしたことで、他の州や市がこれに従いさまざまな態様で立法している²⁰⁾。不適切な子育ての定義および親のメンス・レアの基準は多様である。以下、代表的な州法を紹介する。

1995年、ルイジアナ州は子供の特定の行為に対して親を処罰する「不適切な監督」法を制定した²¹⁾。親がストリートギャングの一員、重罪前科者、薬物使用者・販売者あるいは違法

18) Nicholas, *supra* note 1 at 230.

19) *Id.*, at 232.

20) Schmidt, *supra* note 1 at 678.

21) *Id.*, at 679. なお、いくつかの州では、最近、子供が違法に銃を所持または使用する場合に親を処罰する法律を定め

な武器の所持者であると知っている人と子供が交際すること、および性的に淫らな行為や売春、法定年齢に達しない飲酒やギャンブル、違法な薬物の使用や販売あるいは違法な武器の売買に提供されていると親の知っている場所への出入りを許すこと、門限条例に違反すること、理由のない常習的無断欠席が対象行為であり、刑事過失が要求される。

1995年、オレゴン州は厳格責任を認める制定法を定めた²²⁾。本法の重要な成立要件は、15歳未満の子供の親であること、子供が少年裁判所の管轄となるような行為を行う、門限を破る、あるいは学校に行かないことである。この無過失の非難可能性に対する唯一の制約は親に認められた抗弁のみである。アイダホ州も同様な制定法を定めている。

これらの州法は市条例に大きな影響を与えている。市条例のなかには、ルイジアナ州の特定性とオレゴン州のメンス・レアの緩和を結合させた急進的なものもある。

他方、カリフォルニア州刑法典272条は、まさにハイブリッド型の親の刑事責任法としてよく知られている²³⁾。1988年以前は、本法は未成年者の非行への寄与という犯罪のみを処罰していた。しかしながら、1988年に、州立法府は本条を修正し、「本条項の目的に照らして、18歳未満の子供の親または後見人はその未成年の子供に対する合理的な世話、監督、保護およびコントロールを行う義務を負う」との一文を末尾に加え、この義務違反が本条項の独立した犯罪となった。その修正の理由は、親の寄与行為に対してではなく、その子供の行為に対して刑事責任を問うるからである。州検察官が説明するところでは、蔓延る街頭犯罪およびそれに寄与する家庭でのしつけの崩壊への不満である。この修正は、警察に親に対してこ入れをさせ、家族のコントロールが崩壊している貧困層における監督の最低限の基準を守らせることを意図するものである。カリフォルニア州法は、子供が犯罪の被疑者となり、親が事情を知りながら子供を監督コントロールしなかった場合に逮捕され、訴追される前に代替策としてカウンセリングの機会を与えられる。その親がカウンセリングを受けたり子育て教室に通ったならば、その効果を問わず、訴追を回避できるのである。

3. 親の刑事責任法の分析

以下では、親の刑事責任法をめぐる議論状況について、憲法論、刑法理論および刑事政策論それぞれの観点に基づき紹介することとする。憲法論では、それぞれの州裁判所において合衆国憲法修正8条・14条との関係でその合憲性が争われており、また学説上も違憲の疑い

ている。無謀に子供に銃を与えたことにつき親の責任を問う伝統的な法律形式をとるものもある一方、子供が銃を持っていることを知りつつ行動しなかったことで親を処罰する法律もある。これらはしばしば重罪である。See Maute, *New Jersey Takes Aim at Gun Violence by Minors: Parental Criminal Liability*, *RUTGERS L. J.* 431 (1995).

22) Schmidt, *supra* note 1 at 681.

23) Greenwood, *supra* note 1 at 417-418, Graham, *supra* note 1 at 1736-1739, Chapin, *supra* note 1 at 654-662.

が指摘されていることから、漠然性、過度の広汎性、実体的デュー・プロセスおよび残虐かつ異常な刑罰にかかわる議論を、とりわけて多くの州裁判所が依拠するカリフォルニア州最高裁による *Williams v. Garcetti* 事件判決²⁴⁾を中心に検討する。また、刑法理論との関係では、親の刑事責任と共犯責任との関係、子供の非行行為と親による不適切な子育てとの因果関係の判断方法、あるいは不適切な子育てという複数行為の積み重ねともいえるべきものと刑事責任の基礎であるアクタス・レウスおよびメンス・レア原則との関係など多くの課題が考えられるが、ここでは、議論の集中している、親の刑事責任における代位責任性の克服と刑事責任論との関係を紹介する。最後に刑事政策的観点からは、少年非行原因論と親への刑事責任追及との関係、親の刑事責任法の有効性をめぐる議論、および親の刑事責任法のポスト・モダンの性質解明を見ることとする。

(1) 憲法論との関係

① 漠然性のゆえに無効の理論

親の刑事責任法が漠然とし違憲なのではないかは議論の的である²⁵⁾。1979年に、ニューハンプシャー州最高裁は、「親が18歳未満者による本章の違反につき責任を負う」との規定につき、刑事責任を問われる行為を特定しておらず、親をその地位のみにより処罰するものでデュー・プロセスに違反するとして、州の親の刑事責任法を違憲無効と判断した²⁶⁾。

これに対して、1993年、カリフォルニア州最高裁は、*Williams v. Garcetti* 事件判決において、カリフォルニア州法を合憲とした²⁷⁾。本判決は漠然性の二つのテストを明らかにした。つまり、刑罰法規は、①その行為が禁止されている人々に行為の基準を提供し、②法執行および有罪の確認のための基準を提供するほど十分に明確でなければならない、と。第一要件に基づき、272条における「合理的な世話、監督、保護およびコントロール」の義務は合衆国憲法上のデュー・プロセスの要請を満たすほど十分に明確である、というのは、それが州の扶養家族法や不法行為法の一部となっている親の義務の定義と限界を組み込んでいるからであるとした。さらに、本法が、親が世話の基準を著しく逸脱した行為をなし刑事過失を認められる場合にのみ刑事責任を課するから、親に十分な告知を与えると判断した。第二要件については、本修正が執行および判決において繊細な判断を必要とし、親の義務に関する明白な定義規定を含むものではないけれども、本法は法執行機関および判決機関に十分な指針を

24) 853 P.2d 507, 20 Cal. Rptr. 2d 341 (1993).

25) Greenwood, *supra* note 1 at 423-428. See generally, Parsley, *Constitutional Limitations on State Power to Hold Parents Criminally Liable for the Delinquent Acts of Their Children*, 44 VAND. L. REV. 441 (1991), Weinstein, *Visiting The Sins Of The Child On The Parent: The Legality Of Criminal Parental Liability Statutes*, 64 S. CAL. L. REV. 859 (1991).

26) *State v. Akers*, 400 A.2d 38, 40 (N. H. 1979).

27) 20 Cal. Rptr. 2d 343-350.

与えるとした。州最高裁によると、1988年修正による「既存の不法行為法からの定義」の組み込み、刑事過失の基準の組み込みおよび因果関係の要素が結合して、要求される特定性のレベルに達し、警察、検察および陪審による恣意的あるいは差別的執行を防止するとする。つまり、制定法の文面上恣意的差別的執行の危険があるように見えても、合理的かつ実行可能な解釈が文言に与えられるならば制定法を無効にするまでもないということである。

州最高裁の示す漠然性による違憲無効の判断基準はかなり緩やかなものであり、よほど複雑な立法でないかぎり合憲と判断されることとなる。制定法や条例がある程度の特定性をもって起草されるならば、あるいは少なくとも裁判所が法に不法行為および、あるいは刑法の基準を組み入れるならば、親の刑事責任法は漠然性に基づいた違憲無効の主張を排斥することとなる。

② 過度の広汎性のゆえに無効の理論

過度の広汎性の理論は、合衆国憲法修正1条における言論等表現の自由に対する萎縮的效果を排除するために、表現の自由の規制法が不必要に広汎に一掃しそれにより保護された自由の領域を侵食する場合には、文面上違憲無効とするものである。これにつき、カリフォルニア州最高裁は、Garcetti 事件判決において、結婚する権利、家庭を築く権利、子供を育てる権利、選択したとおりに子供を教育する権利、プライバシー権および家庭生活という私的領域において一人でほっておいてもらう権利が政府による過度に広汎な侵害または規制に対する保護に値する個人的自由および基本的人権という概念に含まれるとした²⁸⁾。がしかし、本法が余りに広汎に一掃しこれらの基本権を侵害するとは判断しなかった。原告が、本修正が合憲的に適用できないような多くの事例を、特定性をもって立証しなかったためであり、訴訟上の理由に基づく。その意味では、カリフォルニア州最高裁の過剰包摂の分析は有益ではない。しかしながら、過度の広汎性の理論が親の刑事責任法との関係において適用される余地を認めたことは一定評価されうる。親の刑事責任法があまりに広汎に一掃するのであれば、家族の一体性の権利を侵害し無効の危険を負うことを明らかにしているから、法はその規定の違反となる作為・不作為の輪郭を明確に示すように注意深く起草せよとのメッセージとはなる。しかし、過度の広汎性が存在するどんなものもその制裁が適用されないと主張される事実状況の事案ごとの分析により治癒されるべきであると述べた点²⁹⁾は、傍論とはいえ、過度の広汎性の理論を事実上葬り去るものである。

③ 実体的デュー・プロセス

合衆国最高裁は、プライバシーの権利として「生殖・結婚、家庭生活という基本的事項に関する選択の自由」を認め、伝統的な家族秩序の維持を目指していると考えられ、家族が一

28) *Id.*, at 350.

29) *Id.*, at 351.

定の「自律と自由」を有することを是認する。したがって、合衆国憲法は子供をいかに育てるかを決定するのに親に広範な自由を認めるものと解釈され、一般に、家族の権利は合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項により保護される。この権利が「基本的」とであると判断される以上、その規制はやむにやまれぬ州の利益を根拠にのみ正当化される。

このテストを満たすためには、州は、少年犯罪の低減あるいは子供の福祉が親の刑事責任法を正当化するやむにやまれぬ利益であると主張するしかない。しかし、親の作為・不作為と少年非行とのつながりを証明することが厄介な仕事であるから、これらの主張はうまくいかないであろう³⁰⁾。親に子供に注意するよう要求することと親の権利に干渉することを控えることとの緊張はかなり繊細なバランスを求めることとなる。

④ 罪刑の均衡

親の刑事責任法は、親の作為・不作為と子供の非行行為との間の因果関係の立証が困難であるから、科される刑罰が行われた犯罪と不均衡であるとして合衆国憲法修正9条により違憲無効を主張される可能性もある。拘禁刑があまりに峻厳で親の刑事責任法においては科すことができないとの主張は、とりわけ法の意図する政策目的に照らせば、有力である。親の責任法の中心的目的が子供の生活に親を参加させることであれば、拘禁刑は明らかに適切な刑罰ではない。単なる不作為で親を拘禁刑に処するのはあまりに懲罰的である。しかし、ほとんどの親の刑事責任法は短い拘禁期間を定める、または拘禁刑を含まないから、違憲無効とは判断しがたいであろう³¹⁾。

親の刑事責任法は親が親であるがゆえに処罰する地位犯罪であり違憲無効との主張もある。ニューハンプシャー州最高裁はこの主張を認めて違憲無効と判断した。しかし、人が法律上の作為義務を有する場合に不作為を処罰することは合憲である。コモン・ロー上の子供に対する親の義務を前提とすれば、地位犯罪であるとの主張はうまくいきそうにない³²⁾。

(2) 刑法理論との整合性

犯罪成立要件は、一般に、①アクタス・レウス、②メンス・レア、③因果関係および④害悪惹起である。したがって、親の刑事責任法に当てはめると、親が必要な犯罪意図を持っていたこと、および子供の非行行為を惹き起こしたことが証明されなければならない。そして、そこでは親の不適切な子育てと子供の非行とのつながりの証明が必要である。これらを満たすのであれば、親に対する刑事責任は、子供の親であることのみに基づいて子供の非行行為のゆえに課されるのではなく、親自身の作為または不作為のゆえに課されることとなる³³⁾。

30) Cahn, *supra* note 1 at 415.

31) Greenwood, *supra* note 1 at 428.

32) Cahn, *supra* note 1 at 414.

33) Graham, *supra* note 1 at 1730.

しかし、親の不適切な子育てと子供の非行行為との因果関係の証明は難しく、實際上、親の刑事責任法は親子関係のみを理由とする代位責任に近似し、刑法上難しい問題を抱える。そこで、親の刑事責任法も、親子関係にのみ基づいて刑事責任が課されることがないようにいくつかの安全弁を用意している³⁴⁾。州法には、違反の告知を受けた後であることや、親によって家に放り出されていた銃を子供が使用した場合など、刑事責任を問う状況を限定するものがある。またカリフォルニア州法は、子供が犯罪の被疑者となり、親が事情を知りながら子供を監督コントロールしなかった場合に逮捕され、訴追の回避策としてカウンセリングの機会を与えられるから、刑事責任を問われるのは、親が明らかに子供をコントロールする能力または意思を示さず、カウンセリングを拒否する場合に限られる。州法は、親が子育ての技量を改善するプログラムに参加させるための道具であり、子育ての改善が目的であって、子供が法に違反した親の処罰を目的とするものではないとする。

しかし、ニュージャージー州の市条例は、子供が一年間に二度治安を乱して有罪とされた場合に500ドルまでの罰金を科していたし、本条例の目的は非行の防止であったけれども、裁判所は親の行動と犯罪行為との明確なつながりを見出せない場合に親子関係にのみ基づいて刑事責任を課する傾向にあったので、違憲と判断された³⁵⁾。このように、これらの法律の文言がどれほど一生懸命に親の刑事責任を親子関係にのみ基づくものではないと範疇化しようとしても、より良い子育てが立法の核心であることは明らかである。非難される個人によって行われたのではない行為につき刑事責任を問うのは問題である。親は、子供の不保護という自らの行為、あるいは未成年者が親の特別な指示に基づき行動する場合に刑事責任を問われるべきである。親の責任の限界線は、親が未成年者に何かするようにはや強制できない時点に引かれるべきである、との批判にさらされる³⁶⁾。

また、刑法は自由意思を前提とし、意図的な行為にのみ刑事責任を課する³⁷⁾。実際、責任非難のレベルが厳格責任である犯罪は限定されており、一般に公共福祉犯罪の場合である。しかしながら、少年非行の低減を目的とする親の刑事責任法が公共福祉犯罪であるとはいいたくから、厳格責任が妥当するものではなく、代位責任も許容されえない。

さらに、親の刑事責任法は児童虐待・不保護法との関係でも問題となる。児童虐待法は親が子供を身体的あるいは感情的に害する行為を行った場合に責任を課し、不保護法は子供に何らかの害悪を惹き起こす不作為につき親に刑事責任を問う。親の刑事責任法もこれらと同じく親にその子供につき責任を問うのであるが、親の作為あるいは不作為は子供に身体的あるいは感情的な害悪を生じさせる必要はなく、親は子供の行為につき責任を問われる。親の

34) Nicholas, *supra* note 1 at 233.

35) Doe v. City of Trenton, 362 A.2d 1200, 1203 (1976).

36) Nicholas, *supra* note 1 at 235.

37) Cahn, *supra* note 1 at 410.

刑事責任法は、親の行為にかかわらず親を非難するので、代位責任を認めるものである。憶測すれば、その責任は親が子供を監督できなかったことにおいて過失的に行為したという推定に基づくものと思われるが、親の責任法は「親」としての地位のゆえに親であることを処罰するといわざるをえない³⁸⁾。

ついで、親の刑事責任がかかえる問題は、それが自律の原則と矛盾し、均一ではないし均一でありえない道徳的確信の賦課により道徳を統制しようとするにある³⁹⁾。親になれば道徳的責任が生じることは確かであるが、道徳的責任と法的責任とは厳然と区別される。合衆国の法システムには個人という価値が重視されており、自分自身の行為につき責任を問われるべきであるとされ、他人の行為、とりわけコントロールできない他人の行為のゆえに責任を問われてはならない。法は個人として尊重し人生の選択をなす権利を与える以上、他からは「不道徳」と思われる結果を生ぜしめる選択も許されるべきであり、それゆえに処罰することは根本的に不当である。また人の行動を予測することは困難であり、未成年者は固有のプレッシャーや不安を感じており、なおさら予測しがたい。誰も何が起こるかを予測するように法律上要求されないから、未成年者が許可なく行ったことで親に責任を問うことは不公正である。親の道徳的義務が存在するとしても、合衆国における子育てや社会的発達を取り巻く環境のゆえに、それを法的義務へと転化すべきではない。

(3) 刑事政策論との整合性

① 犯罪原因論

親の刑事責任法は少年犯罪における親の役割を重視するものであるから、少年犯罪の原因論の観点からその意義を検討する。

犯罪学理論は少年犯罪のさまざまな原因を指摘する⁴⁰⁾。犯罪学の実証主義学派は心理学理論と社会学理論とに分かれる。実証主義学派では犯罪者の経歴と環境に犯罪原因を求める。非行少年の家族は、それが非行少年の良心の形成に影響を与え、子供のしつけを左右する。心理学理論は、家族が子供の人格に与える内的コントロール構造を強調する。子供の初期の生活がその後の行動に影響し、親があからさまに子供に敵意を向けたり、ほとんど関心を示さなければ、それが後の子供の非行行動に寄与する。心理学理論は学習された行動を重視する。例えば子供は親が彼を罰する方法から攻撃的行動を学ぶと説明する。

社会学理論は外的コントロール過程に着目し、子供の暴力的性向に影響を与える社会的関係として「家族という環境」を重視する。非行行動に影響する環境的要因は、崩壊した家庭、

38) *Id.*, at 411.

39) Nicholas, *supra* note 1 at 244-245.

40) Scarola, *supra* note 1 at 1035-1038. 生物学的理論、緊張（アノミー）理論、差異的接触理論およびコントロール理論の観点からそれぞれ分析するものもある。See also Chapin, *supra* note 1 at 664-669.

家族の緊張関係、親の拒否、親によるコントロールの方法、親の感情的安定性や家庭の経済状況である。親のコントロールの方法が非行行動の進展に影響しうると推論し、親が提供する指導の量およびコントロール方法の一貫性を重視する。厳格であつたり寛容であつたりと一貫性を欠く場合に子供の非行を助長するとの結論もある。

経験主義的研究の観点では、アメリカ合衆国少年司法・非行予防局によると、家族、共同体、学校、個人および仲間集団が非行行動の危険を増大させる要因であり、そのなかにおける危険要素は、児童虐待と家族の崩壊、経済的・社会的困窮、近隣との結びつきの低さ、法に違反する行動を大目に見る親の態度、学問的不足、無断欠席、中途退学、社会との絆の欠如、仲間との闘争、問題行動の早期の開始である。少年犯罪に寄与するさらなる要素として、精神的混乱、非行少年とのつながり、低収入、悪い住居、貧困な教育、家族の支援の欠如、夫婦別居、人種的偏見やメディアの影響が挙げられる⁴¹⁾。

経験主義的研究も犯罪学理論も一般に、家族、経済的地位、学問的達成度、仲間集団、共同体とのつながりやメディアが子供の非行少年化に影響しうるとする⁴²⁾。

さまざまな要因が子供に影響を与える。それゆえ、親は子供をいわば無菌状態で育てることはできない。無菌状態であれば親の子育ての良し悪しと子供の行動との間に直接的な相関関係が認められるから、親の不法行為責任および刑事責任も意味をなす。子供が破壊的影響を受けうるさまざまな要因に毎日曝されて育つ場合には、これは当てはまらない。外部的要因の結果として、親の最善の努力や安定した家庭環境にもかかわらず、非行に走る少年も多い。問題の一面のみを見た解決策では不十分である。親は子供に対してあるいはその周辺で生じるすべてを認識もコントロールもできない。とすれば、親は合衆国における未成年者の生活の現実を生み出している社会環境のもとで子供によって行われた不法行為や犯罪につき法的に責任を問われるべきではないであろう⁴³⁾。

② 親の刑事責任法の有効性

この新たな親の刑事責任法の有効性を証明する直接的な統計的分析はほとんどない。現時点では、州は既存の刑事責任法の有効性を証明する証拠を持っていないし、そのような刑罰法規が、子供による非行行為の減少を生み出す親の行為における変化を生じさせるか否かを評価する作業も行われていない⁴⁴⁾。

しかしながら、カリフォルニア州では、1994年に法律が制定されて以降、1000人の親がトレーニングやカウンセリングに参加するよう命じられたが、それに対応するような少年犯罪

41) *Id.*, at 1038-1040.

42) 親が少年犯罪の唯一の原因でも主たる原因でもないのに、親に刑事責任を問うのは、「社会が立法者を通じて社会を保護するために親にその子供をコントロールして欲しいとの想いを伝えるものである」といわれる。See Graham, *supra* note 1 at 1720.

43) Nicholas, *supra* note 1 at 245.

44) Graham, *supra* note 1 at 1734, 1746.

の減少は見られていない。またオレゴン州シルバートン市では市条例制定以降に少年犯罪が40%減ったが、これはその長期的な有効性を評価するには新たらしすぎる。むしろ、1963年に、保険・教育・福祉省は民事責任法を定めた16州を評価し、少年犯罪率が本法制定前よりも高くなっているとした⁴⁵⁾。さらに、本法による訴追率の低さはこれらの法律が有効ではないことを示唆しているとの批判や、制定法による有罪判決が稀であることから、親の責任法が真の刑罰の源としてではなく、親にその子供をコントロールするように促すため、主に刑罰の脅威のゆえに法典上に存在するとの指摘もある⁴⁶⁾。これに対しては、親の刑事責任法の刑罰が軽すぎて執行意欲が湧かないこと、成立要件としてのメンス・レアや因果関係の証明が難しいことが執行の少ない理由として挙げられている⁴⁷⁾。

一般的なレベルでの賛否の議論は以下のようなものである⁴⁸⁾。親の責任法の支持者は、このような法律が少年非行の厳格な取り締まりの本質的部分であり、親を法廷におくことが少年犯罪の問題に対するもっとも直接的な解決策であるとする。子供が他者を侵害することのないように、親がその予防のため侵害行為の可能性を認識し予防措置を取れるように子供及びその生活につき十分によく知るように促し、より厳しい刑罰の脅威が親に一層の責任感を持たせ良い親になろうと努力させることで、少年犯罪を低減させる結果を生み出すとする。

他方、反対者は以下の指摘をする。親の刑事責任法は、親は子供をコントロールでき、コントロールし、コントロールすべきであること、子供と親とが親の責任が子供の行為に影響するような関係を享有していること、子供の家族が子供の犯罪行為の原因であることを前提とする。しかしながら、現実には、親がそのようなコントロールをなしえず、それゆえ刑事責任を課しても無意味であり、親の刑事責任が家族の調和を低下させ、刑罰だけでは効果がない。この現実には、社会は子供の犯罪につき親に責任を問うことが望ましいと信じているが、多くの非行少年はその親との間に開かれ愛情に満ちた関係をもっているわけではない。子供の非行行為のゆえに親を処罰することは親子関係のさらなる悪化を生み出しうる。あるいは、親の関与を要求する危険は子供をしつけることに走りすぎ、一線を越えて虐待となるおそれがある。これは児童虐待や夫婦間暴力につながりうる。暴力を予防するかわりに暴力を促進することとなる。もう一つの問題は、この法律が貧困で少数の家族を差別することになるとの批判である⁴⁹⁾。本法の影響を受ける人々の多くは貧しく、複数の仕事を掛け持ちする片親であって、既にその家族のために必死になっている親を処罰することは家庭内の問題を悪化させるにすぎない、と。

45) Scarola, *supra* note 1 at 1045-1046.

46) Chapin, *supra* note 1 at 653.

47) Graham, *supra* note 1 at 1734-1735.

48) Greenwood, *supra* note 1 at 428-430.

49) Cahn, *supra* note 1 at 418-419. See generally Laskin, *How Parental Liability Statutes Criminalize and Stigmatize Minority Mothers*, 37 AM. CRIM. L. REV. 1195 (2000).

さらにより理論的枠組みに基づいた観点から、親の刑事責任法の有効性についていかなる評価がなされているかを検討する。刑法の目的が犯罪の抑止と予防にある以上、親の刑事責任法が有効にかつ正当にこれらの機能のいずれかを果たすか否か、換言すれば、親の作為または不作為が「犯罪」であり民事罰以外の厳しい制裁による予防もしくは抑止を要するか否かが問われる⁵⁰⁾。

功利主義の観点から刑事責任法を検討する⁵¹⁾。本法は、その子供が犯罪を行うのを予防しない親を改善更生することにより少年犯罪を減少させ、社会を利する。これは親が子供の唯一の非行原因であり、かつ親のコントロール方法の変更が子供の行動を変える発達段階にある場合にのみ当てはまる。しかし、親と子供の非行行動とをつなげる証拠はあるけれども、親がその行動の唯一の原因であることは明らかではないし、むしろさまざまな要素の一つにすぎないから、また、社会的要因が非行を惹き起こした場合であっても親が子供のコントロール不履行で責任を問われかねないから、この疑問のある因果関係は刑事制裁の利用を有効な抑止要因として正当化するには不十分である。

親がこの法律により更生改善されるか否かも疑問である。この法律は親の改善に向けられているが、子供がすでに非行少年である場合には、親の改善が子供の行動における変化を保証するものではない。また、子供の犯罪性向が変わらないために累犯者の親をより峻厳に処罰しうる。もはや親によっては改善の余地のない子供の継続的な非行行動のゆえに何度も処罰される可能性もある。経済的困窮が非行原因である場合にはその刑罰が改善更生の可能性を損なわせる。親が拘禁されれば、子供は指導も監督もないまま放り出される。

本法は重大なコストを生ぜしめる。親の拘禁が親子の分離を惹き起こし、片親の家庭では子供が州のコントロール下におかれる。本法は、このために不必要に威圧的となった親に子供が反発したり、非行少年が親に対して利用できる武器ともなりうる。また親が極端に走るように動機づけ、虐待や寄宿学校の利用、子供を一人でほっておくこと、ひいては子供を持たないということもありうる。重い罰金は経済的困窮に拍車をかける。烙印効果も、親がそのコントロールを超える行為につき非難されれば、その就職や評判に悪影響を与える。親だけではなく、社会もまた法の執行のコストを背負う。

少年犯罪を減少させその原因を解決するのに利用可能ないくつかの他の解決策、すなわち児童虐待不保護法、未成年者の非行への寄与法、民事責任法や予防的社会プログラムなどがある。

応報主義の観点から検討する⁵²⁾。未成年者の「合理的なコントロール」を見てみると、親

50) Scalora, *supra* note 1 at 1047.

51) *Id.*, at 1055-1060.

52) *Id.*, at 1060-1064.

が子供が犯罪行為をしないように十分なコントロールをなしうることを前提とするが、現実には子供の非行に対してほとんどコントロールできないのがしばしばである。親の行動と子供の行動との直接的なつながりを証明することは不可能である。「合理的なコントロール」という基準はあまりに漠然とし、制定法が求める義務の明確な理解なしには悪行を意識的に選択したとはいいがたい。したがって、親は意識的に悪行を選択していない場合でさえ訴追されうる。これは事実上厳格責任となり、事実の錯誤という免責事由を排除し不公正である。親が子供の非行性向に気づいている場合であっても、子供をコントロールできない多くの事例がある。親が子供をコントロールできない場合には、意識的な選択は欠けている。悪行の選択がなければ本法は親のゆえにこれを処罰することとなる。本法は親に常に子供を監督するよう求めることで不可能を強いることとなる。

親が合理的なコントロールを行えば犯罪を防止できた場合には、社会は親の不履行により害されたのであり、親の処罰を正当化する。しかし、この不履行が少年犯罪を惹き起こしたと確実にはいえない場合には、その不作為が社会への害悪を惹き起こしたのか否かは疑問である。親の過失が犯罪につながり処罰に値する損害を生ぜしめるのか否か議論があるだけでなく、親は子供の投獄により悪い親であると烙印を押されるから、正式な制裁がなくても十分に罰せられている。子供の投獄は親にとって痛手であり、この刑罰がいかなる社会への害悪をもあがなうのに十分重大である。刑事責任は、子供が親のコントロール外にある場合であれば、烙印のゆえに親にとって不当に峻厳である。

③ 親の刑事責任法のポスト・モダンの性質

刑罰論におけるモダン・モデルは、合理主義思想に基づき、犯罪者を改善しその行動を法規範に適合させて犯罪を削減するから、刑罰を擁護する。他方、ポスト・モダン・モデルはいくつの特徴を持っている。第一に、犯罪者ではなく、犯罪率と犯罪の危険を惹き起こす人々に着目する。第二に、犯罪を現代社会の受容された特徴とし、これをコントロールする方法を発見することに重点をおく。それは監視社会を受け入れ、警察がその権限を行使する領域の拡大を歓迎することにつながる。第三に、刑罰法規の象徴的利用、つまり問題を解決しようとするよりもむしろ立法者が問題に気づいていることを示すために刑法が用いられる⁵³⁾。

親の刑事責任法は同時代的な少年司法におけるポスト・モダンの特徴を反映している。少年非行に対する州の対応は、子供を助けるために親を引き離すことから、親をその失敗につき処罰するという方向に転換している。当初は、非行に寄与するあるいは未成年者の福祉を危殆化する行為を処罰対象としたが、最近では、不適切な監督、監督の失敗や親の義務違反

53) Schmidt, *supra* note 1 at 760-672.

を処罰対象とする。この変化は、子供の福祉の重視から、危険な子供から社会を保護することを重視したポスト・モダンへの移行を意味する。親の刑事責任法は、危険な集団や犯罪の危険のコントロールを強調し、親が不適切な子育てが子供に与えた影響によってではなくその子供が社会にもたらした結果のゆえに取り締まられることを示唆する⁵⁴⁾。

また、親の刑事責任法は短期及び長期の危険をコントロールする。子供の当該行為のゆえに親を処罰する一方、もしチェックされなければさらに悪い行為に進展するのを親が規制できるとの確信が含意されている。これは、危険の完全な現実化以前の介入を意味し、もっとも洗練された危険のコントロール方法である。結局、親の刑事責任法は、少年犯罪者の親に制裁を加えるが、子供をより良く統制するように誘導するためにそうするのであって、危険な集団を間接的にコントロールする。つまり、個々の犯罪者を扱うのではなく、犯罪に対して基礎的社会単位である家族を非難し、解決策として親子関係を統制する。かくして、犯罪抑制は家族の日常生活の一部となり、犯罪は常に存在し効果的にコントロールされなければならないものと見られる⁵⁵⁾。

親の刑事責任法の象徴的利用は、刑罰の軽さまた法の有効性に関する主張において明らかとなる。重要なのは、その有効性に関する主張の真偽ではなく、犯罪率への影響に関する社会の認識にある。これはその象徴的機能と合致する⁵⁶⁾。

親の刑事責任法は、少年犯罪を明確に減少させるというわけではないのに、家族の自律性を低減させ、同時に、少年犯罪者の改善更生を妨げる子供観を与える。しかし、合衆国憲法修正14条によって保護された基本的な自由である家族の自律への侵害との批判をすり抜け、政治的にどの立場からも支持を得ている。これは、やむにやまれぬ社会的利益が上回る場合にのみ規制されていた領域に州の刑罰権を拡張するために憲法規範を弱めるポスト・モダンの傾向を示している⁵⁷⁾。

州が子供をどのように把握するかも少年犯罪への対策や親の権利の認識にとって重要である。この概念が変化するにつれて、少年犯罪と戦う手段も変わり、また家族の自律性も限定される。親の刑事責任法は、子供を保護を要する依存者というよりも、規制されなければならない危険な道具と見ている。子供がコントロールされるべき危険な存在であるから、親の役割を、子供の安全と福祉を保障するというものから危険な子供から社会を保護するというものへ再構築し、社会の子供観を変更する⁵⁸⁾。

54) *Id.*, at 683-684.

55) *Id.*, at 686-688. これらの法律が危険をコントロールするもっとも重要な方法は、親にその子供の犯罪につき厳格に責任を問うことである。オレゴン州法などが厳格責任基準を創出するかぎり、少年犯罪が「公共の福祉」の関心事であるとの危険コントロールの新たな根拠を主張する。厳格責任が公共福祉犯罪に用いられる論理を親子関係に当てはめると、子供は、その経営者（親）が子供によって示される社会への潜在的な害悪の可能性が現実化しないことを確保するため、厳格に規制されなければならない危険な産業と等しいものとして扱われることとなる。

56) *Id.*, at 689-670.

57) *Id.*, at 693.

以上まとめると、親の刑事責任法はポスト・モダン現象である。少年を親によるコントロールを要する危険な集団と見なし、危険コントロールの根拠をそこに反映させる。家庭の領域に規制の境界線を拡大することで犯罪を通常化させる。また、象徴的立法の例である。しかし、このポスト・モダンの影響は問題を抱える。それは家族や子供の概念を再構成する方法にある。家族の自律性はこれらの法律により限定されるとともに、子供のイメージは、州の保護を必要とし親に監護義務を負わせる傷つきやすく改善更生の可能な個人から、社会にとっての危険というイメージに変更され、そこには子供が惹起する危険から社会を保護せよとの命令に应ずる親の義務が伴うこととなる。

4. むすびにかえて

アメリカ合衆国における親の刑事責任法につき、その議論状況を概観してきた。組織犯罪や薬物犯罪にかかわる議論とは若干異なって、合法性原則にかかわる憲法論、責任原則を中心とした刑法論、犯罪原因論との整合性や対策論としての有効性、あるいはポスト・モダンという時流に照らした分析などさまざまな観点からの詳細な分析が蓄積されており、刑事立法のあり方を考えるにあたっては網羅的な資料が与えられていると思われる。本稿ではほぼ生の資料の状態で紹介しているので、これを刑事立法の適切性・妥当性（あるいは適格性といったほうがよいかもしれない）という観点からいかにさばくかが問題である。

わが国では、刑事立法の適切性・妥当性は憲法論と刑法論の錯綜領域である罪刑法定原則あるいは実体的デュー・プロセス論において検討されるにとどまるが、そこではやはり違憲と判断されるか否かを決する判断基準が最重要の課題となっており、違憲とまではいえない刑事立法をいかにすべきかという問題は手つかずのまま残されている。解釈論で解決するのでも一法（従来は当然この方法をとるものと信じられているのでは）であるが、より直裁に立法のあり方に影響を与える解決方法もあるのではなかろうか。別稿でその理論構成を試みる予定である。

森本先生には、私が島根大学に赴任するさいより研究上・教育上さまざまなご助言を戴きました。新婚間もない頃夫婦揃って先生のご自宅にお招きいただき、夜がふけるのも忘れて大学人の家庭のあり方など多くのお話を伺いましたが、それが今でも私どもの支えとなっております。先生のご退官にあたり心より感謝申し上げますとともにご健勝をお祈り申し上げます。

58) *Id.*, at 695-698.